



平成 20 年度

予 算 編 成 方 針

平成 19 年 11 月

長和町

平成 20 年度 予算編成方針

平成 19 年 11 月 30 日

I 地方財政を取り巻く状況

1. 国の経済動向

内閣府の 2007 年 11 月 22 日の「月例経済報告」によると、国の経済はこのところ一部に弱さがみられるものの回復している一方、地域間の回復にばらつきが見られ、中小企業の中にも、景気回復が及んでいないところが多いとしています。

また、2007 年度の地方財政計画で見込んだ地方税収が 40 兆 3700 億円を下回る可能性が高く、2002 年度以来 5 年ぶりとなる計画割れが見込まれています。地方税収は国から地方への税源移譲の影響を除いた増減率で、前年度比 5.3% 増を見込んでいましたが、9 月末時点の速報値では 3.2% 増にとどまっているため、年度後半の見通しを加味しても、計画額に届かず 40 兆円を下回る可能性もあり、**税収が地財計画額を下回れば、地方債の発行などで減収分を補てんする対応が必要になると**されています。

したがって、国の平成 20 年度予算編成にも影響すること必至であり、加えて、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動や原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があります、依然として厳しい経済環境といえます。

2. 改革の推進方針

経済財政改革の基本方針 2007 で、行政・財政システムの革新が必要であり、民間と異なり、競争にさらされていない行政は、最も経済社会の環境変化に立ち後れた分野でもあり、これからの時代にふさわしい公務員像へと転換を図り、道州制を視野に入れた本格的な地方分権を進めることなど、まさに戦後レジームから脱却するための取組が必要で、その中でも、**財政健全化は喫緊の課題であり、歳出・歳入一体改革のプログラムを確実に実行する必要があるとされ、歳出削減は厳しい道程ではあるが、これを継続的に断行しない限り、我が国の財政再建はないと 2006 年度に引き続き厳しい姿勢を打ち出しています。**

財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 及び同基本方針 2007 を堅持し、平成 23 年度には国と地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するなど、歳出・歳入一体改革を更に進めるとし、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、**新たに必要な歳出を行う際には、原則として他の経費の削減で対応するなど予算編成の原則に沿って、規律ある財政運営を行うことと**されています。

3. 国の予算編成

2008年度予算編成の枠組みとなる「平成20年度予算編成の基本方針」の原案が、11月26日の経済財政諮問会議で示されました。2008年度予算については、8月の概算要求基準（シーリング）の段階では、「歳出・歳入一体改革」に基づく、歳出抑制路線が継続される方針が明示されていましたが、今回の「基本方針案」でも、**2008年度予算を「歳出改革を軌道に乗せる上で、極めて重要な予算」と位置付けており、新規国債発行額を極力抑制するとともに、公共事業費を前年度予算比で▲3%削減することが明記されるなど、歳出抑制路線を継続していくことが示されています。**

地方財政については、基本方針2006及び基本方針2007に則り、国の取組歩調に合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するとしています。

II 本町の財政状況

1. 現在の状況

平成18年度決算は合併後初めての通年予算による決算でありました。

この決算に基づき、経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率の財政指標で分析しますと、経常収支比率は、86.0%で、17年度の85.7%を0.3%上昇することとなり、財政の硬直化が進行していることが示されています。

財政力指数は、0.240で17年度の0.230を0.01ポイント向上しましたが、18年度の長野県下の町村の平均が0.349ですので、本町の自主的財政力が依然として乏しい結果を示しています。

実質公債費比率は、18.5%で、17年度の20.3%を1.8%改善しましたが、基準値である18%を0.5%超過しているため、地方債を発行する場合は許可が必要となっています。

また、町債残高は、平成18年度末で一般会計、特別会計を合わせて、およそ130億円、町民一人当たり約175万円となっていますが、普通会計の今後の償還額は平成20年度以降、年度を重ねるごとに順調に漸減する見込みであります。

しかしながら、簡易水道事業、下水道事業、上田地域広域連合への公債費にかかわる負担金や依田窪医療福祉事務組合で運営している病院事業・介護サービス事業において起こした地方債の償還額が多額であるとともに、償還期間が長期にわたっているため、償還に充てる繰出金あるいは負担金についても当面高い水準で推移する見込みとなっています。

なお、基金の平成18年末の現在高は、およそ26億円（町民一人当たり35万円）であります。

2. 今後の見通し

各財政指標が示すように本町の財政事情は非常に厳しい状況であるうえ、今後の町民税などの税収も人口減少に伴い微減していくものと推計されています。また、歳入の半分以上を占める地方交付税は引き続き抑制される見込みであることから、根幹的な一般財源の確保は今後更に厳しくなるものと考えられます。

特に普通交付税は平成 17 年度以降、毎年、約 1 億円ずつ減少されており、平成 19 年度の普通交付税額は前年度対比で▲3.9%、金額にして 9,700 万円の減となっています。加えて、合併に伴い 3 年間交付されます特別交付税も平成 19 年度をもって終了となりますので、平成 20 年度の地方交付税は 19 年度に比して約 2 億円の減額が予想され、極めて憂慮される事態となっています。

歳出については、合併による人件費の減、汎用品や委託料の一括管理などのスケールメリットによる経費の節減、過疎債、合特債などの有利な起債の活用に見られるように、合併効果が表れてきていますが、全庁（町）一丸となった行財政改革の取り組みによる更なる歳出の抑制なくしては、持続可能な行財政構造を構築することが困難となります。

よって、事業を計画する際には、県の合併交付金事業の有効活用を図り、更なる合併のメリットを十分に発揮することはもとより、常に事業の財源を意識する不断の努力が必要となります。

Ⅲ 本町の平成 20 年度予算編成の基本方針

1. 基本方針

平成 20 年度は長和町に移行して 3 年目を迎えるなか、中長期的視野に立ち、行財政改革の一層の推進をはかり、以って財政運営の健全化に務め、新たな「長和町」の創造に向けて道筋をつける重要な年であります。

平成 20 年度予算編成は、平成 19 年 3 月に制定された「長期総合計画」を基本コンセプトに据え、これからのまちづくりの基本理念である「森のささやき 清らかな流れ 悠久（いにしえ）の歴史 未来（あした）へ輝く 美しの郷」の実現に向け、第 1 次長期総合計画に則り、新しい町の地域資源を見つめ直し、活かし、元気にしていくための 4 つの基本的目標のもとで、これまで進めてきている住民主体の取り組みを継承しながら、住民の更なる一体感の醸成につながるよう創意工夫するものとしします。

“まちづくりのための 4 つの基本目標”

- 自然と共存の誇れるまちづくり
- 元気に知恵と工夫で活力に満ちたまちづくり
- 人と人、心を活かした明るいまちづくり
- 住民と行政が一体で創るまちづくり

“行政改革のための4つの基本方針”

- 地域に根ざしたサービスの向上
- 簡素効率化の推進
- 住民と行政の協働の推進
- 人材育成の推進

2. 基本的な考え方

- 1) 長門地区・和田地区の更なる融和を目指した予算とし、町長公約を具現化すること。
- 2) 「長期総合計画の実施計画（H19～H21 年度）」に掲げた事業の必要度を検証し、住民にとって真に必要な事業を選択すること。
- 3) 「長和町集中改革プラン」による行政改革を認識し、人件費、物件費、補助費等の経常的経費の削減が図れるよう推進すること。
- 4) **基本方針として、各担当課係において前年度当初予算における一般財源額の96%（4%の削減）を上限とする。**
- 5) 住民との協働による町民参画の推進に努め、町民の声が町政に反映する仕組みづくりなどの新たなまちづくり事業に優先配分を行う。
- 6) まちづくり交付金事業へ計画されている事業並びに平成18年度に策定された「頑張る地方応援プログラム」の事業へ予算配分する。
- 7) 行政も住民の税金等による経営であり、住民へのサービス業であることを常に自覚し、多様な住民ニーズを的確に把握し、事業効果や優先度を十分検討するとともに徹底した合併効果を追求し、経費の節減、合理化に努め、住民の期待にピンポイントで応えること。
- 8) 継続されてきている事務事業であっても、改めてその効果等を検証し、終了期限の設定についても積極的に検討する。
- 9) 町債は、「実質公債費比率にかかる公債費適正化計画」に示したとおり、過疎債、合併特例債等の発行についても必要最小限となるよう充分配慮すること。
- 10) 使用料、手数料、分負担金等については常に見直しに努め、受益者負担の原則に立ち返り、行政サービスによる受益に見合った負担の適正化を図ること。

IV 平成 20 年度予算編成の具体的方針

1. 予算の手法

- 1) 編成方針の内容を充分理解し、これに沿った予算を編成する。
- 2) 長和町の将来は、財政シミュレーションで示したとおり非常に厳しい財政運営を強いられることを職員自らが十分認識し、町の行財政状況を勘案し、将来像をよく斟酌したうえで、事業担当のエキスパートとして予算を編成すること。
- 3) 事業の目的により複数の課（係）にわたる事業が予想されるので、横の連携を強化しつつ関係機関でよく協議し事業を構築すること。
- 4) 対話集会及び町政懇談会の住民要望の集約と検証を行い、住民の要望を妥当性、公平性、緊急性を熟慮し、必要であるものを一つ一つ叶えていくことが懇談会の充実につながり、延いては住民参加型行政の礎となることを念頭に置き、費用対効果にも十分配慮し、優先順位を定め事業を計画すること。
- 5) 平成 18 年度決算審査での指摘事項を十分踏まえた予算とすること。
- 6) 予算編成に当たり、その必要性、緊急性、優先性について再度検討し、余分な経費は計上せず、過大積算は絶対に慎むこと。また、計上された予算についても、なおその節減に努めること。
- 7) 事務事業全般について、予算成立後は迅速かつ計画的に、また事業内容（特に設計内容、工事内容、委託内容等）を充分把握しながら執行し、早期竣工に努める。（年度ぎりぎりまでかかる事業についても竣工後の手続きがあることから 3 月 31 日期限ということのないように配慮すること。）

2. 予算の具体策

- 1) **内部事務管理経費と物品調達等の更なる一元化…別添資料参照**
- 2) 当初予算編成に当たっては、事業量、補助率等を的確に把握し、積算根拠を明確にするとともに積算誤りや要求漏れがないよう十分注意すること。
- 3) 年度途中の補正は、制度の改正を伴うもの及び災害関連経費等、真にやむを得ないものについてのみ行うこととし、一般的な補正は行わないことを大前提とする。特に場当たりの補正は厳に慎むこと。

- 4) 業務上、一者随意契約とする場合においては、安易に従来どおり継続することなく、予算計上前に見積書での確認、積算根拠の検証、他市町村の比較などを必ず行ったうえで、契約内容、金額について相手方と十分協議し、経費の節減に繋げ、予算に反映させること。
- 5) 一部事務組合、外郭団体等への負担金、委託料などについては、担当課において査定や問合せを行うなど充分協議、精査し、負担内容を充分把握するとともに、算出根拠資料を提出する。特に指定管理者制度へ移行した施設等の改修等の取り扱いについては、事前に、必ず、財政係や管財係等に合議してください。

3. 特別会計

特別会計においては、一般会計に準じて見積り、予算計上すること。

特に、一般会計自体が非常に厳しい財政環境であることを踏まえ、一般会計からの経費負担区分の適正な運用に努め、事業収入の増加、経営の合理化、徹底した経費の節減を積極的に取り組み、独立採算を基本に負担金、使用料等のあり方も含め、健全経営に努めること。

また、一般会計からの繰入金については、積算根拠を必ず示すこと。

V 平成 20 年度予算編成の留意点

1 歳入に関する事項

- 1) 町税については、国の税制度改正の動向を踏まえ、できる限り確実な年間収入見込額を計上し、さらに徴収率の目標設定を行い、目標達成のためにまい進するとともに、より確実な方策を構築すること。
さらに公平で公正な税を確保するためにも町税の滞納整理の強化に努め、収納額（収納率）の向上を図ること。
- 2) 使用料・手数料については、社会経済情勢に留意しながら料率の見直しを検討するとともに、その適正化に努めること。また、町税同様、収納額の向上に最善を尽くすこと。
- 3) 事業ごとの補助制度を熟知するとともに、国、県の施策の動向を常に注視しながら、可能な限りの財源の確保に努めるとともに確実な額を計上する。
- 4) 諸収入については、前年度実績、決算等を踏まえ見込額を計上する。
- 5) 町債については、国の地方債計画・許可方針及び充当率を充分検討し、的確

な見込額を計上する。

- 6) 広告事業等のアイデアによる新たな財源の創出を期待する。
- 7) 過大見積りを避け、不良財源を計上しないこと。

2 歳出に関する事項

1) 旅費については、19年度同様の措置を継続するものとする。

また、委員会等視察研修旅費については目的を明確にすることはもとより、必要最小限の経費を計上すること。慣例のみで行われているものについては廃止する。

- 2) 食糧費については、情報公開制度も踏まえ必要性の有無を再認識しながら、会議等の時間に配慮し対前年マイナスとなるよう節減を図る。なお、竣工式、イベント等を予定する場合は各課において別途積算し、必要最小限で計上する。
- 3) 加除書籍・図書購入等については必要最小限となるよう思い切った打ち切りや隔年購入などを図ること。
- 4) 電話使用料等について、有線を有効に活用し節減を図る。私用電話はたとえわずかな金額でも厳に慎むこと。
- 5) 委託料については、外部委託先や見積もり先からの一方的な算出によらないよう、自ら必ず内容及び金額を査定のうえ計上すること。また、内部で積算可能なものは、土木積算システムなど既存システムやパソコンを有効に活用し、経費削減に努める。
- 6) 一般使用料、原材料、備品等については、特定なものを除き対前年マイナスとなるよう引き続き節減を図ること。特にコピー使用について年々費用が増加しており、回数加算であることを再認識し、A4版で複数枚のときはA3版でまとめるなどサイズの選択等に配慮するとともに、枚数の多いものは輪転機の使用を優先させ、カラーコピーについても色の数量が少ないものについては手塗りあるいは2色刷りとするほか、私用のものや無駄な控えは絶対に取りらないなど職員全員で節約実行に努める。
- 7) 町単独補助金については、対象機関の活動内容や決算など根拠となる資料を提出するとともに、対象機関に町の置かれている状況を十分説明し、その縮減を目指すこと。

VI 予算編成方法

平成 20 年度予算の編成方法は、前年度に引き続き、企画財政課及び総務課管財係による事前審査を実施します。

VII 予算編成の主な日程（予定）について（一般会計・特別会計とも）

(1) 要求する事務事業等の各課係段階の整理

■電算システム当初算要求書の提出

平成 20 年 1 月 7 日 月曜日（期限厳守）

（※期限ぎりぎりになると混雑が予想されるので、余裕を持って対応してください。）

- ・提出先 企画財政課 財政係 提出部数 A4 版 1 部
- ・提出書式 電算出力帳票（A4 版でプリントアウト可）、その他必要資料

(2) 企画財政課及び総務課管財係合同ヒアリング（査定及び調整）

別途通知 <予定：平成 20 年 1 月 16 日～24 日>

(3) 予算会議予定 必要に応じて開催予定（ヒアリング等の結果を踏まえ）

(4) まとめ <予定：平成 20 年 1 月 30 日（月）>

(5) 理事者最終調整予定 平成 20 年 1 月 31 日（木）～2 月 4 日（月）

(6) 電算システム最終調整入力予定 平成 20 年 2 月 12 日（水）

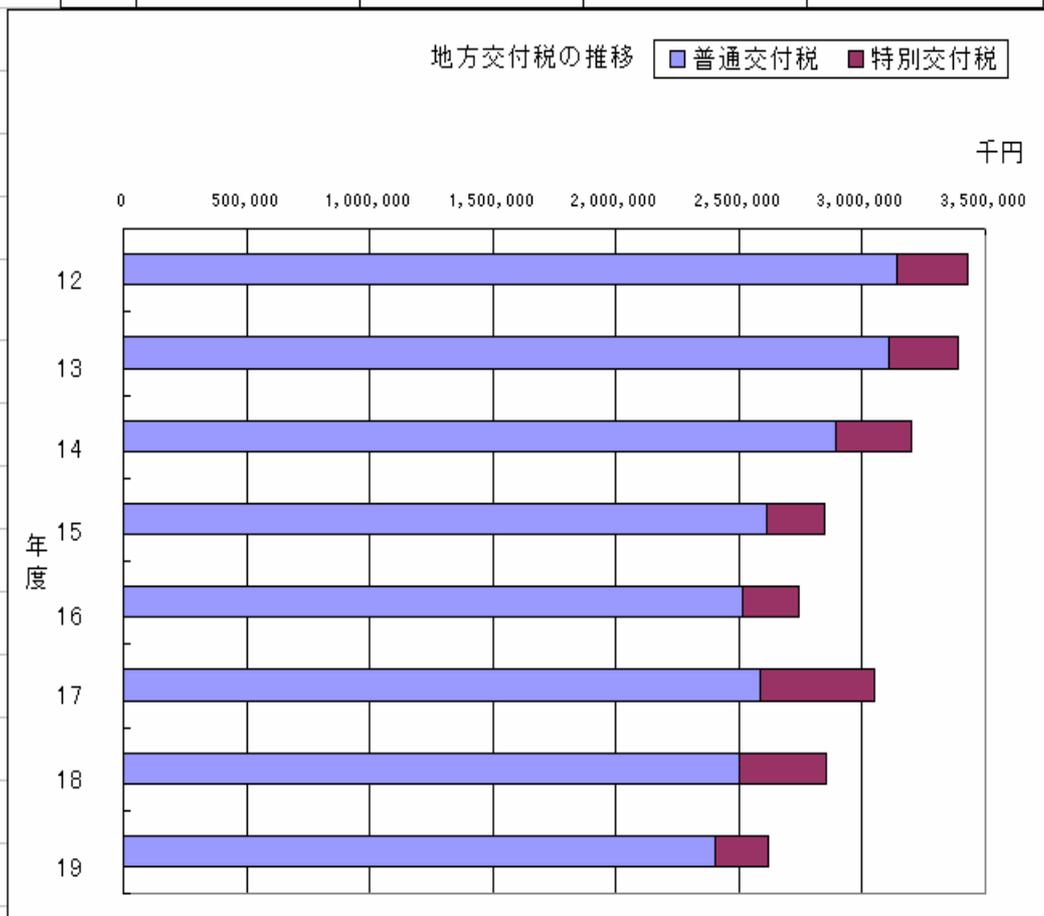
(7) 予算書製本 平成 20 年 2 月 13 日（水）～22 日（金）

(8) 予算議案提出 平成 20 年 2 月 25 日（月）

以上

資料①

地方交付税の推移				(単位:千円)	
年度	普通交付税	特別交付税	合計	特別交付税のうち合併分	
12	3,140,686	291,974	3,432,660		
13	3,105,349	287,765	3,393,114		
14	2,893,331	313,300	3,206,631		
15	2,610,316	245,522	2,855,838		
16	2,514,629	236,253	2,750,882		
17	2,587,853	466,597	3,054,450	256,468	
18	2,501,244	356,205	2,857,449	153,881	
19	2,404,260	220,000	2,624,260	102,584	
20	0	0	0		



資料②

起債借入予定調(19.9 シミュレーション)

単位:千円

起債名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
過疎債	177,100	199,200	68,500	150,000	150,000						567,700
義務教債(補正予算債)		29,500									
合併推進債	39,800	29,800									
合併特別債	中村線改良		11,200	27,100	5,700						44,000
	防災無線システム			188,000							188,000
	長久保青原線			119,700	74,100	57,000	57,000				307,800
	下水道			54,000	54,000						108,000
	公園整備(宮ノ上)			2,800							2,800
	濱屋			3,800							3,800
	寺下集会所			12,800							12,800
	文化財保存展示施設							30,200			30,200
	情報基盤整備				35,000						
	基金				285,000	285,000	285,000				855,000
	その他		29,800		3,200	90,700	154,900	200,000	200,000	200,000	200,000
小計	0	41,000	408,200	457,000	432,700	496,900	230,200	200,000	200,000	200,000	2,031,000
補助災害復旧事業債 (現年分)		8,000	11,000								19,000
臨時財政対策債	229,900	202,900	184,100	150,000	100,000	100,000	100,000	100,000			937,000
減税補てん債	5,900	3,600									3,600
合計	452,700	514,000	671,800	757,000	682,700	596,900	330,200	300,000	200,000	200,000	3,558,300

資料③

平成18年度普通会計決算（決算統計）					
【歳入】					(単位：千円)
区分	18年度		17年度		比較増減 決算額
	決算額	構成比	決算額	構成比	
地方税	703,612	13.6%	735,518	12.1%	△ 31,906
地方譲与税	148,216	2.9%	121,852	2.0%	26,364
利子割交付金	2,212	0.0%	3,677	0.1%	△ 1,465
配当割交付金	2,064	0.0%	1,147	0.0%	917
株式譲渡所得割交付金	1,569	0.0%	1,889	0.0%	△ 320
地方消費税交付金	70,700	1.4%	72,056	1.2%	△ 1,356
自動車取得税交付金	39,762	0.8%	39,307	0.6%	455
地方特例交付金	9,236	0.2%	14,143	0.2%	△ 4,907
地方交付税	2,857,449	55.1%	3,054,450	50.1%	△ 197,001
普通	2,501,244	48.2%	2,587,853	42.4%	△ 86,609
特別	356,205	6.9%	466,597	7.6%	△ 110,392
(一般財源計)	3,834,820	73.9%	4,044,039	66.3%	△ 209,219
交通安全対策特別交付金	1,914	0.0%	1,893	0.0%	21
分担金・負担金	82,073	1.6%	31,134	0.5%	50,939
使用料	194,700	3.8%	190,015	3.1%	4,685
手数料	17,199	0.3%	23,951	0.4%	△ 6,752
国庫支出金	213,903	4.1%	103,633	1.7%	110,270
県支出金	162,148	3.1%	226,290	3.7%	△ 64,142
財産収入	32,962	0.6%	83,764	1.4%	△ 50,802
寄附金	2,238	0.0%	1,143	0.0%	1,095
繰入金	132,925	2.6%	363,727	6.0%	△ 230,802
繰越金	110,319	2.1%	174,308	2.9%	△ 63,989
諸収入	77,598	1.5%	274,942	4.5%	△ 197,344
地方債	323,600	6.2%	582,800	9.6%	△ 259,200
歳入合計	5,186,399	100.0%	6,101,639	100.0%	△ 915,240
【歳出】					
人件費	849,566	17.2%	931,963	15.8%	△ 82,397
扶助費	172,428	3.5%	177,574	3.0%	△ 5,146
公債費	1,101,707	22.3%	1,075,273	18.2%	26,434
元利償還金	1,101,707	22.3%	1,075,273	18.2%	26,434
一時借入金	0	0.0%	0	0.0%	0
(義務的経費)	2,123,701	43.0%	2,184,810	37.0%	△ 61,109
物件費	730,262	14.8%	880,047	14.9%	△ 149,785
維持補修費	32,538	0.7%	30,996	0.5%	1,542
補助費等	768,697	15.6%	849,750	14.4%	△ 81,053
繰出金	687,881	13.9%	726,078	12.3%	△ 38,197
積立金	12,321	0.2%	384,318	6.5%	△ 371,997
投資・出資・貸付金	20,000	0.4%	20,000	0.3%	0
普通建設改良費	427,049	8.7%	835,321	14.1%	△ 408,272
災害復旧事業費	133,031	2.7%	0	0.0%	133,031
歳出合計	4,935,480	100.0%	5,911,320	100.0%	△ 975,840
歳入歳出差引	250,919		190,319		60,600
翌年度へ繰り越すべき財源	11,988		38,215		△ 26,227
実質収支	238,931		152,104		86,827
実質単年度収支	87,027		400,436		△ 313,409
起債残高	6,663,266		7,330,558		△ 667,292
基金残高	2,138,731		2,090,349		48,382
經常収支比率	86.0%		85.7%		0.3%
財政力指数	0.240		0.230		0.010
公債費比率	16.5%		16.3%		0.2%
実質公債費比率	18.5%		20.3%		-1.8%
起債制限比率	11.9%		11.4%		0.5%
※ 普通会計					
一般会計	5,085,032		4,849,482		
老人保健特別会計	301		0		
同和住宅新築資金貸付	7,726		7,091		
ケーブルテレビ	93,340		78,907		
計	5,186,399		4,935,480		

資料④

平成18年度決算			
起値残高			
			(単位:千円)
項目	18年度	17年度	比較増減
一般会計	6,663,266	7,330,558	△ 667,292
簡易水道	1,670,318	1,486,915	183,403
特環下水道	3,551,730	3,646,357	△ 94,627
農集排	942,866	969,620	△ 26,754
簡易排水	21,202	22,001	△ 799
個別排水	12,385	12,510	△ 125
合計	12,861,767	13,467,961	△ 606,194
(再計) 特別会計	6,198,501	6,137,403	61,098
一人当たり			
人口	7,373	7,484	
			(単位:円)
項目	18年度	17年度	比較増減
一般会計	903,739	979,497	△ 75,759
簡易水道	226,545	198,679	27,866
特環下水道	481,721	487,220	△ 5,499
農集排	127,881	129,559	△ 1,678
簡易排水	2,876	2,940	△ 64
個別排水	1,680	1,672	8
合計	1,744,441	1,799,567	△ 55,126
(再計) 特別会計	840,703	820,070	20,633
他会計繰出金			
			(単位:千円)
項目	18年度	17年度	比較増減
水道	36,548	27,570	8,978
特環下水道	166,271	241,734	△ 75,463
農集排	51,346	101,334	△ 49,988
簡易排水	9,110	3,788	5,322
国保	77,367	73,922	3,445
老健	83,575	110,564	△ 26,989
同住	0	1,515	△ 1,515
観光	0	0	0
地域振興	0	0	0
国保歯科	0	0	0
介護保険	146,128	0	146,128
訪問看護	11,629	4,755	6,874
合計	581,974	565,182	16,792
負担金			
			(単位:千円)
項目	18年度	17年度	比較増減
広域連合	236,174	265,268	△ 29,094
中学校組合	61,869	52,104	9,765
美ヶ原組合	567	568	△ 1
公務災害	148	566	△ 418
依田窪病院	189,614	186,330	3,284
合計	488,372	504,836	△ 16,464

参考

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案の概要

I 健全化判断比率の公表等

地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととする。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

II 財政の早期健全化

1 財政健全化計画

健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

2 財政健全化計画の策定手続等

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 国等の勧告等

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができることとする。

III 財政の再生

1 財政再生計画

再生判断比率（I ①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないこととする。

※平成 19 年 11 月 15 日総務省案（年度末に確定）

	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	標準財政規模の 2.5%～10%	20%以上
②連結実質赤字比率	実質赤字比率の基準をベースに検討	
③実質公債費比率	25%以上	35%以上

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。

財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 地方債の起債の制限

再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。

5 国の勧告、配慮等

財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとする。

再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

IV 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、Ⅱ 2、3及びⅤ 1と同様の仕組みを設ける。

V その他

1 外部監査

地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととする。

2 施行期日等

健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。

国等に対する寄附を当分の間原則禁止することとしている現行再建法の規定を引き続き設ける。

以上

元気が出る町！！ 長和町

町長公約事項の確認

- 和** ◇長和町内より人選し、その人たちが、まちづくりの未来への架け橋となる、公的ネットワーク『美しの郷』をつくります。
- 守** ◇小学校低学年までの医療費を、全面無料化します（所得制限は撤廃）。
◇過疎地に最も欠けていた就学前教育を、町が全面的にバックアップし、直ちに始めます。
◇医療・福祉・保健の町づくりを積極的に推進します。
- 創** ◇長和町の生産物を、収入に結びつける販売ルートの開拓と運営を、「町」が引き受けます。そのための準備に速やかに取りかかり、この町ならではの特産品を、戦略的に全国各地へ発信します。

平成20年度の合言葉

“ガッチリいこうぜ！！”